

(23) 檢察審査会の議決に拘束力を認める制度の運用への協力

一定の場合に検察審査会の議決に拘束力を認める制度が平成21年5月21日に施行された

ことに伴い、検察庁において、起訴議決に至った事件について、裁判所により指定された弁護士に対する協力をを行うなど、その適切な運用が図られるよう努めている。

第4節 支援等のための体制整備への取組

1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

《基本計画策定以前からの施策で、基本計画策定後も引き続き実施するもの》

(1) 犯罪被害者等への訪問・連絡活動の実施

警察において、犯罪被害者等からの要望がある場合には、交番・駐在所の地域警察官が犯罪被害者等を訪問し、被害の回復、拡大防止などに関する情報の提供、防犯上の指導連絡などを行っている。また、被害の態様などによっては、必要に応じて、パトロールや女性警察官による訪問・連絡活動などを行っている。

警察庁においては、平成19年2月に地域部門と事件捜査部門の連携強化や警察署長などを責任者とする指導監督体制を盛り込むなどの改正を加えた「地域警察官による被害者への訪問・連絡活動実施要領」を各都道府県警察に発出しておらず、同要領の効果的運用を指示している。

(2) 被害者等通知制度

検察庁において、事件の処理結果、公判期日、裁判結果などのほか、希望があるときは不起訴裁定の主文、不起訴裁定の理由の骨子などを通知する、全国統一の被害者等通知制度を実施している。なお、平成19年12月からは、同制度を拡充し、検察庁、刑事施設、保護観察所などが連携し、被害者等の希望に応じて、加害者の処遇状況などについても通知している（P62(18)「判決確定後の加害者情報の犯罪被害者等に対する提供の拡充」、P62(19)「保護処分決定確定後の加害少年に係る情

報の提供に関する検討及び施策の実施」参照）。

平成21年の実施状況については、通知希望者数は、61,007名であり、実際に通知を行った延べ数は107,464名であった。

法務省における被害者等通知制度の実施状況

	通知希望者数	通知者数
平成13年	14,777	22,672
平成14年	47,690	76,691
平成15年	44,442	76,087
平成16年	45,967	75,877
平成17年	46,953	74,813
平成18年	50,504	76,377
平成19年	51,676	77,487
平成20年	55,330	91,818
平成21年	61,007	107,464
合計	418,346	679,286

提供：法務省

※平成13～19年については、検察庁における実施状況

※通知者数とは、通知の延べ数である。

(3) 被害者支援員の配置

検察庁において、被害者等に対し、よりきめ細かな配慮を行うため、犯罪被害者等の支

被害者支援員のポスター



提供：法務省

援に携わる「被害者支援員」を検察庁に配置しており、特に大規模庁においては、常時複数名を配置している。

被害者支援員は、犯罪被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、犯罪被害者等の状況に応じて精神面、生活面、経済面などの支援を行っている関係機関や団体などを紹介するなどの支援活動を行っている。

(4) 被害者ホットラインの設置

検察庁において、犯罪被害者等による電話やファックスでの被害相談の受付のため、地方検察庁本庁に、被害者相談専用電話であるホットラインを置き、被害者支援員が電話対応をしている。

(5) 犯罪被害者等からの各種人権相談への対応

法務省の人権擁護機関において、各種人権相談への対応を実施している。法務局・地方法務局やその支局で開設している人権相談所や社会福祉施設などで開設する特設の人権相談所においては、犯罪被害者等からの人権相談に応じている。また、専用相談電話「子どもの人権110番」(P69)(19)「『子どもの人権110番』の活用・充実」参照)や「女性の人権ホットライン」を設置し、犯罪被害者等である子どもや女性が相談しやすい環境の整備に努めており、全国一斉の「子どもの人権110番」強化週間や「女性の人権ホットライン」強化週間を実施するなどの相談体制の充実に努めているほか、全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間を実施しており、さらには、全国8か所の法務局・地方法務局に英語や中国語などの通訳を配置した「外国人のための人権相談所」を開設するなど、幅広く犯罪被害者等からの人権相談に応じている。

このほか、法務省の人権擁護機関では、全国の小中学校の児童・生徒に「子どもの人権

SOSミニレター(便せん兼封筒)」を配布して、犯罪等による被害を受けた子どもの悩みごとの把握に努めているほか、法務省のホームページ上に「インターネット人権相談受付窓口(SOS-eメール)」を開設して、パソコンや携帯電話からインターネットでいつでも相談を受け付ける体制を整備するなど、更なる犯罪被害者等への相談体制の強化を図っている。

平成21年中における犯罪被害者等からの相談件数は209件であった。

(6) 人権侵犯事件の調査及び処理等

法務省の人権擁護機関において、人権相談などで犯罪被害者等に対する人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、その結果、人権侵害の事実が認められれば、関係機関と連携・協力して当該事案に即した適切な解決を図っている。

平成21年中に取り扱った犯罪被害者等に対する人権侵犯事件は8件であった。

(7) 被害者連絡の実施

海上保安庁において、犯罪被害者等に対し捜査や公判に支障を及ぼしたり、関係者の名誉などの権利を不当に侵害するおそれのある場合を除き、当該事件の捜査の経過などを通知している。

《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》

(8) 地方公共団体に対する総合的対応窓口の設置等の要請

内閣府において、都道府県・政令指定都市に対して、犯罪被害者等施策主管課室長会議(以下「主管課室長会議」という。P97 2「地方公共団体との連携・協力」参照)の開催などを通じ、犯罪被害者等からの問い合わせや相談があった場合に総合的な対応を行う窓口の設置などを要請している。

基本計画策定以降、平成22年4月までに、44の都道府県、13の政令指定都市に総合的対応窓口が設置されており、犯罪被害者等からの相談の対応や支援に関する情報提供を行っている（犯罪被害者等施策に関する基礎資料8. 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口一覧を参照）。

(9) 相談機関等リストの作成による総合的情報提供

内閣府において、平成19年3月から、犯罪被害者等施策ホームページにおいては、主な犯罪被害者等支援体制の概要を紹介するとともに、主な相談窓口について情報提供を行っている。（「主な支援機関・団体」：<http://www8.cao.go.jp/hanzai/soudan/kikan/kikan.html>）

(10) 警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体などの連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体などの犯罪被害者等支援のための制度などを説明できるよう努めている。さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書などを常備し、犯罪被害者等に提供している。

(11) 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進

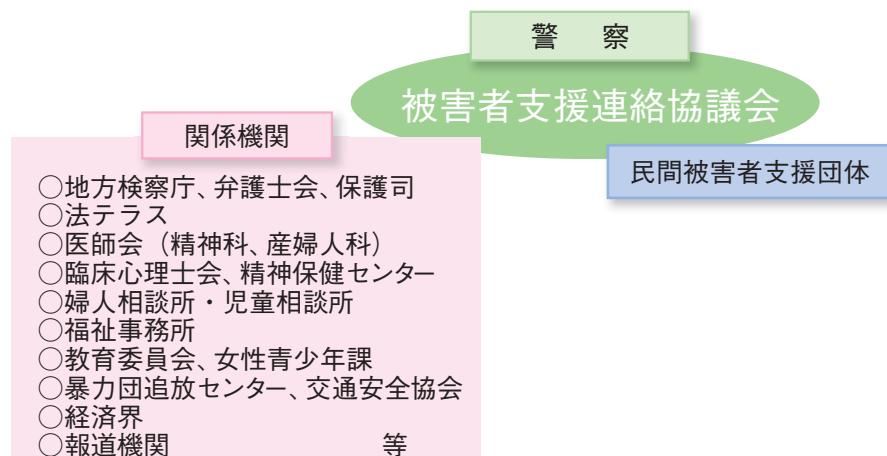
警察において、生活上の支援を始め、医療、公判に関することなど極めて多岐にわたる犯罪被害者等のニーズに応え、総合的な支援を行うため、警察のほか、地方検察庁、弁護士会、法テラス、医師会、臨床心理士会、知事部局や市の担当部、県や市の相談機関などによる「被害者支援連絡協議会」を全都道府県に設立し、関係機関・団体などの相互の連携を図っている。また、個々の事案において、犯罪被害者等の具体的なニーズを把握し、よりきめ細かな総合的支援を行うために、警察署を単位とした連絡協議会（被害者支援地域ネットワーク）の構築を進めている。

平成21年4月1日現在、被害者支援連絡協議会が47（全都道府県）、被害者支援地域ネットワークが1,148（全警察署数1,201）設置されている。

(12) 警察における相談体制の充実

警察において、犯罪被害の未然防止などに関する相談に応じる窓口として、警察本部に警察総合相談室を設置している。また、電話による相談についても、全国統一番号の相談電話「#9110番」を設置するとともに、このような総合的な相談に加え、犯罪被害者等のニーズに応じて、性犯罪相談、少年相談、消費者被害相談など個別の相談窓口を設け、相

警察と関係機関・団体などのネットワーク



提供：警察庁

談体制の充実に努めている。

被害者相談窓口



提供：警察庁

(13) 「指定被害者支援要員制度」の活用

警察において、専門的な被害者支援が必要とされる事案が発生したときに、捜査員とは別に指定された警察職員が犯罪被害者等への付添い、ヒアリング、説明などの事件発生直後における被害者支援活動を行う「指定被害者支援要員制度」を各都道府県警察で導入している。

平成21年12月現在、指定被害者支援要員として全国で3万0,925名が配置されている。

支援要員による病院の付添い



提供：警察庁

(14) 交通事故相談活動の促進

内閣府において、交通事故被害者救済対策の一環として、交通事故相談所に勤務する初任の相談員に対し、相談員として必要な基本的知識などの習得を目的とした「交通事故相

談員中央研修会（初任者コース）」を開催している。

また、交通事故相談員総合支援事業を通して、被害者等からの相談に対する相談員の対応能力を向上させるため、弁護士・心理カウンセラーなどの専門的な知識・経験を有する者をアドバイザーとして都道府県・政令指定都市の交通事故相談所へ派遣し、相談員が直接、指導・助言を受けられる体制の整備や民事損害賠償問題に関する研修会の開催、交通事故相談業務に関する資料の提供により、都道府県・政令指定都市の交通事故相談活動に対する支援を行っている。

(15) 警察における被害少年が相談しやすい環境の整備

警察において、全都道府県警察に設置されている少年サポートセンターや警察署の少年係などが窓口となって、少年や保護者などからの相談を受け付けている。相談には、警察官や少年補導職員が対応し、必要な助言、指導を行っている。

また、全都道府県警察において、「ヤングテレホンコーナー」などの名称で電話による少年相談窓口を設けており、フリーダイヤルによる相談、FAXや電子メールなどによる夜間、休日における受付など、少年や保護者などが相談しやすい環境の整備を図っている。

平成21年10月、警察庁では、少年や保護者に対する相談活動を強化するため、少年補導職員などを対象に全国少年相談協議会を開催した。

平成21年4月1日現在、全国197か所に少年サポートセンターが設置されているが、そのうち68か所は、少年や保護者などが気軽に立ち寄ることができるよう、警察施設以外の施設に設置されている。

(16) ストーカー事案への適切な対応

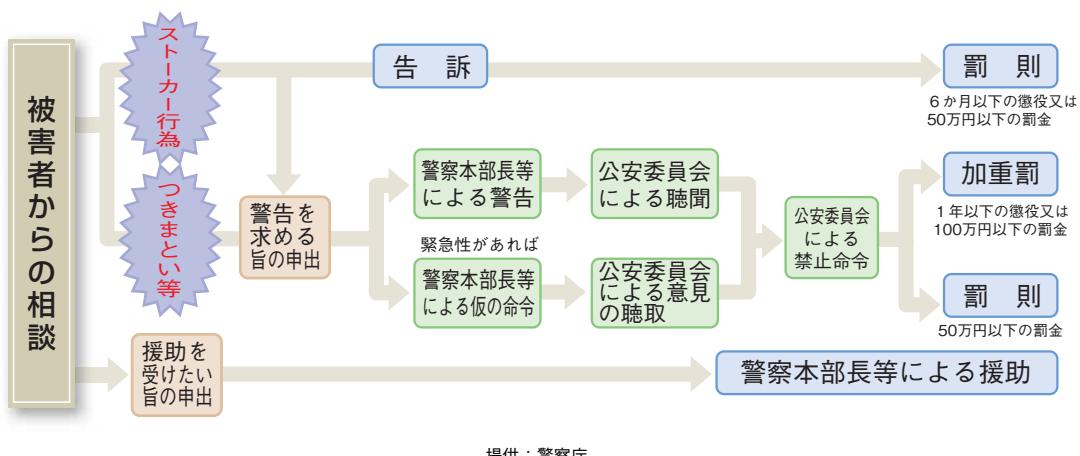
警察において、犯罪被害者等の意思を踏まえ、「ストーカー行為等の規制等に関する法

律」(平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。)に基づく警告、禁止命令、自衛策の教示などにより危害の拡大防止を図っているほか、ストーカー行為者の検挙に努めている。

各種法令に抵触しない場合でも、犯罪被害者等に自分の身を守るための方策を教示したり、避難などが必要となったときのために、婦人相談所などの関係機関を教示するほか、必要に応じて、ストーカー行為者に対する指

導・警告を行うなど、犯罪被害者等の立場に立った積極的な対応を図っている。

平成21年中のストーカー規制法に基づく警察本部長などの援助件数は2,303件となっており、「被害防止措置の教示」や「被害防止交渉場所として警察施設の利用」などの援助を行っている(「ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況について」: <http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/h21stdv.pdf>)。



(17) 検察庁の犯罪被害者等支援活動における福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実

法務省において、犯罪被害者等に配慮した捜査・公判活動を行うため、検察官などの研修において、福祉・心理関係の専門機関の関係者を講師に招くなど、その連携・協力の充実・強化を図っている。

(18) 検察庁における犯罪被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

法務省において、犯罪被害者等の支援に携わる被害者支援員を対象とする研修において、被害者支援団体の関係者を講師に招くなど、その連携・協力の充実・強化を図るとともに、犯罪被害者支援員の意義や役割についても記載されている犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を犯罪被害者支援関係機関・団体等に配布するなどして犯

罪被害者支援員制度に係る情報提供の充実を図っている。

(19) 「子どもの人権110番」の活用・充実

法務省の人権擁護機関において、法務局・地方法務局に専用相談電話「子どもの人権110番(0120(007)110「フリーダイヤルぜろぜろななのひゃくとうばん」)」を設置し、電話番号を全国共通化するなど、犯罪等による被害を受けた子どもが安心して相談できる環境を整備して、人権擁護委員や法務局職員が相談に応じている。平成21年中における「子どもの人権110番」を利用した犯罪被害者等からの相談件数は14件であった。

また、平成21年6月28日から同年7月4日までの間を「全国一斉『子どもの人権110番』強化週間」とし、相談時間を延長するなどして積極的に犯罪被害者等である子どもからの相談に応じており、同強化週間は22年度も実施を予定している(6月28日から7月4日ま

で)。

このほか、全国の小中学校の児童・生徒に、「子どもの人権 SOS ミニレター（便せん兼封筒）」を配布したり、法務省のホームページ上に「インターネット人権相談受付窓口（SOS-e メール）」を開設して、パソコンや携帯電話からインターネットでいつでも相談を受け付ける体制を整備するなど、更なる犯罪被害者等への相談体制の強化を図っている（P66(5)「犯罪被害者等からの各種人権相談への対応」参照）。

「子どもの人権110番ポスター」



提供：法務省

(20) 教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実

文部科学省において、学校で児童生徒が犯罪被害者等となる重大事件が発生した場合に、当該児童や保護者の相談対応の窓口として学校が有効に機能することを支援しており、平成20年2月には、「児童生徒の安全の確保及び犯罪被害の防止について」（通知）を発出し、関係機関と連携した取組の推進を促したほか、各種会議においても、学校・教育委員会・関係機関などの連携・協力を促している。

(21) 学校内における連携及び相談体制の充実

文部科学省において、学校内で児童生徒や

保護者の相談などに適切に対応ができるよう、スクールカウンセラー、子どもと親の相談員などを学校に配置し、これまで、スクールカウンセラーや子どもと親の相談員の配置の拡充やスクールカウンセラーの緊急支援のための派遣に対して補助を行ってきた。平成20年度から小学校にスクールカウンセラーを配置する予算を新たに措置しており、21年度も小学校にスクールカウンセラーを配置する予算を拡充し、相談体制などの充実を図っている。

(22) 学校における相談対応能力の向上等

文部科学省において、学校の教職員が児童生徒の相談などに的確に対応できるよう、生徒指導の指導者となる教員に対して教育相談に関する研修を実施している。

(23) 相談及び情報提供のための教育委員会による取組の促進

都道府県・政令指定都市教育委員会において、社会問題化したいじめ問題への対応策の一つとして、平成19年2月から、夜間・休日でも子どもの悩みや不安を受け止めることのできる「24時間いじめ相談ダイヤル（全国統一ダイヤルは0570-0-78310（なやみ言おう））」を実施している。

今後も関係機関についての情報を提供する取組について、各種会議などで促していくとともに、「24時間いじめ相談ダイヤル」について、取組の一層の充実を図っていく。

(24) 各都道府県警察に対する犯罪被害者等への支援に関する指導・督励及び好事例の勧奨

警察庁において、情報提供を始めとする基本的な犯罪被害者等支援策が確実に実施されるよう、各種会議などを通じて各都道府県警察に対し指導・督励するとともに、毎年、被害者支援担当者体験記を発行し、各都道府県警察に配付している。

(25) 「被害者の手引」の内容の充実等

警察庁において、平成20年11月、「被害者の手引」モデル案を改訂し、新たに、被害者参加制度や損害賠償命令制度の情報を掲載したほか、刑事手続や裁判で利用できる制度についての情報や、犯罪被害給付制度などの経済的支援や被害の回復についての情報、各種相談機関・窓口についての情報の充実を図っている。

「被害者の手引」は、これまでと同様に被害者連絡の対象者に配布するほか、被害者連絡の対象者以外にも、刑事手続・犯罪被害者等のための制度を教示する際などに広く活用することとしている。

さらに、都道府県警察に対し、外国語版の「被害者の手引」についても、それぞれの都道府県の事情に応じて、積極的に作成・配布するよう、引き続き指示している。

被害者の手引



(26) 医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関における情報提供の充実

厚生労働省において、医療機関と犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体などとの連携・協力を図るため、「支援のための連携に関する検討会」の検討結果を踏まえ、必要に応じて、情報提供に関して協力要請をするなど、適切に対応している。

また、平成17年度より3年計画で行っている「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復

に関する研究」では、地域精神保健機関の犯罪被害者支援における関係諸機関との連携に関する調査を実施した。19年度は、17年度、18年度の調査研究の結果などを踏まえて、精神科医療機関における犯罪被害者治療を促進するための提言をまとめた。20年度には、「犯罪被害者等支援のための地域精神保健福祉活動の手引き」(http://www.ncnp.go.jp/nimh/seijin/www/pdf/shiryo_tebikizenbun.pdf)を作成し、精神保健福祉センターに配布した。

なお、精神保健福祉センター、保健所においては、現在、心のケアが必要な犯罪被害者等に対して、精神保健に関する相談支援を行っている。

(27) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大

都道府県警察において、性犯罪被害者から被害相談などを受けるための性犯罪相談専用電話窓口の設置、相談室の整備などを推進し、性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡充を図っている。

平成21年4月現在、全国の都道府県警察本部において、女性警察官などによる性犯罪電話相談の受理体制、相談室が整備されている。

法務省・検察庁において、性犯罪被害者が情報を入手する利便性を拡大させるよう、検察官に対する研修や会議などの様々な機会を通じて、現場へ周知徹底を図るとともに、パンフレット「犯罪被害者の方々へ」や法務省ホームページ及び検察庁ホームページなどにより情報を入手し易くしている(P55(7)「刑事の手続等に関する情報提供の充実」参照)。

厚生労働省においては、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」の成立により、情報提供を図っている(P42(7)「性暴力被害者のための医療体制の整備に資する施策の検討及び実施」参照)。